

行政事例No.(2)-106

事例項目		個人住民税に係る配当控除率の適用誤りについて				
事例発生日等		令和8年4月				
担当課		総務部 課税課				
事例概要	発生までの経過	4月27日（月）令和8年度個人住民税の賦課決定に係る事務を行うに当たり、配当控除率が10%でない人についてシステムから抽出し、配当控除率が適切に処理されているか確認を行った。 併せて、税額を減少させる賦課決定のできる3年度から7年度までの処理が適切にされているかも確認したところ、配当所得を含む課税総所得金額等が 1,000 万円を超える人のうち、「剰余金の配当等」にあたる配当所得について、配当控除率を1.4%とすべきところ、誤って0.7%として賦課決定し、住民税額が過大となっていた複数の処理誤りに気付いた。				
	当時の対応	①4月30日、各報道機関に、報道資料の提供を行い、周知に努めた。 【資料1】 ②5月1日、市ホームページに掲載し、周知に努めた。 ③5月15日付けで、該当する納税義務者に、経緯を説明したお詫び文書と、本来の税額が記載された決定通知書を再送付した。【資料2-1,2-2】				
発生原因		配当控除については、配当の区分及び課税総所得金額等により控除率が異なるため、賦課決定の根拠となる所得税の確定申告書に記載された配当所得の区分、配当控除額及び課税総所得金額等を基に個人住民税で適用すべき配当控除率を判定している。（下表のとおり） 本事案については、配当控除率が10%でない人の配当所得と配当控除率の整合性確認の際に、確定申告の内容から配当所得が「剰余金の配当等」であり、かつ課税総所得金額等が1,000万円を超えたことにより、所得税の配当控除率が5%になっていたものを、当該控除率だけをもって「特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配」と判断してしまった結果、配当控除額が不足し、住民税額が過大となった。				
		課税総所得金額等 と 配当所得の区分による控除率	配当控除率			
			1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			所得税	住民税	所得税	住民税
		①剰余金の配当等	10%	2.8%	5%	1.4%
		②特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配	5%	1.4%	2.5%	0.7%
③一般外貨建等証券投資信託の収益の分配	2.5%	0.7%	1.25%	0.35%		

再発防止対策	課内職員への指導を徹底し、マニュアルの整備及び税額決定の際のチェック体制の強化などに努める。
その他	
添付資料	資料1 報道提供資料 資料2-1,2-2 お詫び文